

財政運営WGの進捗状況について

1 協議事項

- (1) 国保事業費納付金の算定ルール
- (2) 標準保険税率の算定ルール
- (3) 赤字削減・解消対策（収納対策含む）
- (4) 県国保運営方針（総括及び財政運営 WG に関すること）
- (5) 県運営協議会の付議・報告事項（軽微なものを除く）
- (6) 保険税水準の統一について（総括及び財政運営 WG に関すること）
- (7) その他財政運営に関すること

2 構成団体

川越市、熊谷市、川口市、本庄市、加須市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、朝霞市、伊奈町、寄居町、白岡市、幸手市、さいたま市、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

3 開催状況

第1回 令和6年7月12日（金）14：00～14：50【WEB 開催】

議題

- (1) 令和5年度までのワーキングにおける検討状況及び今後の課題について
 - ① 保険税水準の統一について
 - ② 国保事業費納付金等の算定について
- (2) 保険税水準の統一について
- (3) 保険給付費等交付金（特別交付金のうち県2号繰入金）の見直しについて

第2回 令和6年8月30日（金）15：00～15：45【WEB 開催】

議題

- (1) 令和7年度国保事業費納付金等の算定について

第3回 令和6年10月21日（月）14：00～15：00【WEB 開催】

議題

- (1) 令和7年度国保事業費納付金等の算定について
- (2) 保険給付費等交付金（特別交付金のうち県2号繰入金）の見直しについて

第4回 令和6年11月20日（水）10：00～11：30

議題

- (1) 令和7年度国保事業費納付金等の秋の試算結果について
- (2) 保険税水準の統一について
- (3) 口座振替原則化に伴う対応について

第5回 令和7年1月24日（金）10：00～11：30

議題

- (1) 令和7年度国保事業費納付金等の本算定結果について
- (2) 保険税水準の統一について

第6回 令和7年3月21日（金）14：00～15：30

議題

- (1) 保険税水準の統一について

4 検討状況

別紙のとおり

財政運営WGにおける検討状況

1. 国保事業費納付金・標準保険税率の算定ルール

項目	財政運営WGにおける方向性
被保険者数・世帯数の推計	・国保情報集約システムの情報を基に年齢別の移動率を算出し、基準被保険者数に乗ずることによって推計対象年度の被保険者数を算出するコーホート要因法を採用。
社会保険の適用拡大の影響の補正方法	・本算定においては、令和6年10月の社会保険の適用拡大による影響分の補正を行う。
被保険者一人当たり診療費の推計方法	・令和6年度納付金等の算定と同様に、国が示す複数の方法により推計し、そのうち妥当と考えられる結果を採用する。 ・令和6年2月の診療費については、うるう年による影響を補正するため、実績値に28/29を乗じる。 ・推計における直近月を秋の試算時の令和6年5月から令和6年7月に変更する。
新型コロナウイルス感染症の影響の補正方法	・補正を行わず実績値を使用する。
被保険者一人当たり所得の推計	省令どおり過去の実績値(R3～R5)により推計される被保険者一人当たり所得を用いて、納付金及び標準保険税率を算定する。
前期高齢者交付金の返還財源の留保	・精算により前期高齢者交付金の追加交付がある(約14.5億円)が、納付金が増加するため留保せず、納付金の減算に活用する。
財政安定化基金(財政調整事業分)の取扱い	・積立てについては、n年度までに生じた決算剰余金のうち、n+1年度に活用する額等(国庫返還額や普通交付金返還額等)を加減算した額(=n年度納付金の過多)を積み立てる。 ・取崩しについては、基本ルール*を原則としつつ、納付金の算定結果、翌年度以降の納付金の伸び、基金残高等を勘案して活用の有無を検討する。 ・令和7年度納付金等の算定においては、当該基金からの取崩しによる減算は行わない。 * 推計対象年度の1人当たり納付金額の対前年度からの伸び率が、過去3年間の当該額の伸び率の平均を上回る場合、当該額の伸び率の平均から算定した額と同額になるまで基金から取り崩し、納付金の減算に活用。
過年度納付金の過多(不足)の調整	・令和5年度納付金の過多(見込)分については、原則どおり令和6年度末に財政安定化基金(財政調整事業分)に積み立てる(令和7年度納付金の減算に活用しない)ことを基本とする。 ・令和5年度に財政安定化基金(本体基金)から取り崩した約28.0億円については、令和7年度以降の納付金に加算し、原則どおり3年間で財政安定化基金(本体基金)に積み戻す。
秋の試算の算定方法	・秋の試算から本算定にかけて納付金が増額するリスクを軽減するため、国から示される係数のうち、秋の試算から本算定にかけて納付金が増額する要因となる蓋然性が高い項目について、秋の試算の時点で補正を行う。

2. 保険税水準の統一について

項目	財政運営WGにおける方向性
基本的な考え方 (昨年度までの協議事項)	国民健康保険の都道府県化という今般の制度改革の趣旨を鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、保険税水準の県内統一を目指す。
保険税水準の統一の定義 (昨年度までの協議事項)	県内どこに住んでいても、同じ所得・世帯構成なら同じ保険税となる。
保険税水準統一の進め方	国保運営方針(第2期)における目標設定を踏まえ、国保運営方針(第3期)において改めて段階的な目標年度を掲載 ①納付金ベースの保険税水準の統一(市町村ごとの納付金額を算定する上では統一基準による) ②保険税水準の準統一(収納率格差以外の統一) ③保険税水準の完全統一 ▶目標年度は①令和6年度、②令和9年度、③令和12年度とした。 ※ 直営診療施設運営費、地方単独事業減額調整分など一部の項目は対象外(例外)とする。
過年度保険税収納額 (昨年度までの協議事項)	収納率格差に関連するものと整理し、準統一段階では市町村単位での算定、完全統一段階において都道府県単位での算定とする方向で検討。
今後の推進体制及びチャートの作成 (昨年度までの協議事項)	目標の着実な達成に向けて、今後の議論の体制(各WGの役割分担、全体の進捗管理は財政運営WGで行っていくことなど)を改めて整理するとともに、個別の課題について進捗管理を行っていくためにガントチャートを作成した。
法定外繰入れの解消 (昨年度までの協議事項)	保険税水準の統一(準統一)を実現するためには、赤字削減・解消計画の対象赤字だけでなく、法定外繰入れそのものを解消していく必要がある。そのため、第3期国保運営方針に基づき、令和8年度までに決算補填等以外の目的も含めた法定外繰入全体の解消を目指す。
予備費(市町村分・保険税財源分) (昨年度までの協議事項)	・市町村の実情に応じて予備費を計上することについては可とするが、保険税を財源とした予備費計上は行わないこととする(決算剰余金や基金繰入金等の独自財源で計上する)。
その他基金(返済分・積立分)	・基金積立てのための保険税率の引上げは行わないこととする。 ・また、保険税率の引下げを目的とした基金残高の取崩しは行わないこととする。
オンライン資格確認等運営負担金 (昨年度までの協議事項)	・国の見解を踏まえ、国民健康保険事務費に係る一般会計繰出しに要する経費として、一般会計繰入金を財源とすることを原則とする。 ・市町村判断で一般会計繰入金を財源としない場合であっても、保険税への上乘せは行わない(決算剰余金や基金繰入金等の独自財源を活用する)。
保険者支援制度 (昨年度までの協議事項)	・N+1年度納付金算定において使用する保険者支援制度の見込額は、算定年度の前年度(N-1年度)の決算額とする。 ・N+1年度納付金算定に使用した保険者支援制度の見込額(=算定年度の前年度(N-1年度)の決算額)とN+1年度の実際の保険者支援制度による繰入額の差額は、N+1年度の特別交付金(県2号繰入金)に加算又は減算することにより精算する。

項目	財政運営WGにおける方向性
財政安定化支援事業繰入金 (昨年度までの協議事項)	・N+1年度納付金算定において使用する財政安定化支援事業繰入金の見込額は、算定年度の前年度(N-1年度)の繰入基準額とする。 ・N+1年度納付金算定に使用した財政安定化支援事業繰入金の見込額(=算定年度の前年度(N-1年度)の繰入基準額)とN+1年度の実際の繰入額(=N+1年度繰入基準額)の差額は、N+1年度の特別交付金(県2号繰入金)に加算又は減算することにより、精算する。
保健事業の在り方	・63市町村で同一の保健事業しか実施できないという考え方には立たない。 ・財源については国の補助金を優先的に活用。財源の区分は、事業ごとに以下のとおり分類。 (1) 県として63市町村で共通して実施してもらいたい事業については、当該事業の費用を普通交付金で交付することとする。(例：特定健診・特定保健指導) (2) 63市町村で共通して実施はされていないが、本県として推奨すべきと位置付ける事業等には、県2号繰入金から所要額を全額交付する。(例：糖尿病性腎症重症化予防の保健指導・受診勧奨、診療情報提供事業) (3) (1)(2)に該当しないが市町村が実施したい事業は、以下の3段階で財源措置を行う。 (例：特定保健指導修了者へのフォローアップ、人間ドック・脳ドック助成) ① 保険者努力支援交付金(市町村取組評価分) ② 県2号繰入金(人間ドック等への助成に要する費用の1/2※上限3千万円) ③ 県2号繰入金(県独自の評価項目によるインセンティブ交付) (4) (1)(2)に該当せず(3)を活用しても賄えない場合、市町村の独自財源により実施する。 (例：特定保健指導修了者へのインセンティブ、人間ドック・脳ドック助成) (5) 特定健診負担金のほか保険者努力支援制度(事業費分：国10/10)を活用する。(現行と同様。変更なし)
特別交付金(県2号繰入金分) (昨年度までの協議事項)	・徴収対策について点数評価(収納率実績評価分)による交付は廃止(令和7年度～)。 ・医療費適正化、特定健診等に係る点数評価(インセンティブ)による交付は、市町村の独自財源となるため、保健事業の統一の議論を踏まえながら、配分基準、配分額を今後検討。

項目	財政運営WGにおける方向性
条例減免(保険税・一部負担金)	1 統一基準 (1) 保険税減免 各市町村の減免実施状況や他県の統一基準等を踏まえ、減免事由を以下の6つに限定する。 ① 災害 → 罹災証明の基準による被災状況に応じて一定割合を減免する。 ② 収入減 → 生活困窮が認められる場合、前年度からの所得減少率に応じて一定割合を減免する。 ③ 低所得 → 市町村における減免実績等を踏まえ、被保険者が生活保護法の規定による保護を受けることとなったときに減免を行う(全額)。 ④ 拘禁 → 市町村における運用状況等を踏まえ、「給付制限を受ける期間に係る保険税相当額」について減免を行う(全額)。 ⑤ 旧被扶養者 → 国基準(条例減免取扱い要領例)どおりの減免基準とする。 ⑥ その他特別な事情 → コロナ減免等の例外的な事態に迅速に対応できるよう、例外規定を置く (2) 一部負担金減免 国基準(条例減免取扱い要領例)どおりの減免基準とする。 2 費用負担の方法 上記統一基準に沿って行われた減免に対しては、全額を特別交付金(県2号繰入金)の交付対象とする。 統一基準を上回る独自減免について、これまでどおり県2号繰入金により一部(保険税は2分の1、一部負担金は3分の2)を補填するかは、県2号繰入金のあり方と併せて引き続き検討する。